

保険料(後期高齢者支援金分、介護納付金分)改正のお知らせ

平成 28 年度から国からの補助金削減に対処し、組合財政を健全に運営するため、保険料（後期高齢者支援金分、介護納付金分）の改正案を理事会（WEB 会議）において検討し、「書面表決」により開催した第 139 回組合会に議案を上程したところ、原案どおり可決承認を受けました。

組合員のみなさまには事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新				旧					
[医療給付費分保険料]				[医療給付費分保険料]					
世帯割	第1種組合員		同 右	世帯割	第1種組合員		月額 5,500 円		
	第2種組合員		同 右		第2種組合員		月額 2,500 円		
被保険者割			一被保険者当 同 右	被保険者割			一被保険者当 月額 5,500 円		
所得	第1種組合員	保 険 医		同 右	所得	第1種組合員	組合が承認した対象年の社保・国保診療報酬の7/1000		
		年間所得割限度額		同 右			年間所得割限度額		最高 399,000 円 最低 35,000 円
		所得の把握の出来ない者		同 右			所得の把握の出来ない者		理事会に諮り決定する
割	第2種組合員	勤務歯科医師		同 右	割	第2種組合員	勤務歯科医師	月額 7,000 円	
		そ の 他		同 右			そ の 他		月額 2,000 円
[後期高齢者支援金分保険料]				[後期高齢者支援金分保険料]					
一被保険者当			月額 4,700 円	一被保険者当			月額 4,600 円		
[介護納付金分保険料]				[介護納付金分保険料]					
介護保険 第2号 被保険者	一被保険者当		月額 5,400 円	介護保険 第2号 被保険者	一被保険者当		月額 5,200 円		
[後期高齢者組合員分保険料]				[後期高齢者組合員分保険料]					
後期高齢者組合員当			同 右	後期高齢者組合員当			月額 2,000 円		

※令和 3 年 4 月引去りから、改正させていただきます。

※医療給付費分保険料は据え置き、後期高齢者支援金分保険料は、月額 4,700 円(対令和 2 年度比 100 円増)、介護納付金分保険料(40 歳以上 65 歳未満の方)は、月額 5,400 円(対令和 2 年度比 200 円増)の賦課とさせていただきます。

茨城県歯科医師国民健康保険組合

TEL 029-252-2562